

## 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針について

重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針は、バリアフリー法第 25 条で明示すべき事項として定められており、関連計画や公共交通機関の利用状況等を踏まえ、どのような方針で整備していくのか基本的な考え方を示すものです。

重点整備地区として選定した朝倉駅周辺地区は、朝倉駅周辺整備基本構想で市役所や図書館、商業施設、宿泊施設などの整備が予定され、今後多くの高齢者や障がい者、子ども連れの方の利用が想定されます。市の玄関口にふさわしいにぎわい・交流拠点づくりを進め、すべての人が安全・安心で快適に移動できる環境を整備するため、以下の基本理念を定めます。

### 重点整備地区（朝倉駅周辺地区）の移動等円滑化の基本理念 すべての人にやさしい 交流が盛んな知多市の玄関口

この基本理念に基づき、以下のとおり基本方針を定めます。

#### 基本方針 1 安全・安心な移動経路の整備

高齢者や障がい者、子ども連れの方などすべての方が、快適に公共交通機関や施設を利用できるようにするため、安全・安心な道路や駅前ロータリーのバリアフリー化を推進します。（出典：知多市都市計画マスタープラン、朝倉駅周辺整備基本構想）

#### 基本方針 2 人にやさしい、誰もが快適に過ごせる施設の整備

朝倉駅周辺を知多市の玄関口にふさわしいにぎわいの交流拠点とするため、市役所や図書館、商業施設、宿泊施設などの整備にあたって、誰もが快適に過ごせるようバリアフリー化を推進します。

（出典：知多市都市計画マスタープラン、第 3 次知多市障がい者計画、朝倉駅周辺整備基本構想）

#### 基本方針 3 心のバリアフリーや情報のバリアフリーの推進

市民が、高齢者や障がい者、子ども連れの方などに対して優しさや思いやりをもって接することができるよう、福祉教育の充実や啓発広報活動により、「心のバリアフリー」を推進します。また、すべての人が受け取りやすい福祉情報の提供により、「情報のバリアフリー」を推進します。

（出典：知多市人にやさしい街づくり計画、第 3 次地域福祉計画、第 3 次知多市障がい者計画、バリアフリー法第 5 条）

#### 基本方針 4 連携による継続的・段階的なバリアフリーの推進

市民、コミュニティ、民間企業、NPOなどと行政が連携し、バリアフリーを推進します。また、継続的・段階的な改善（スパイラルアップ）を行います。

（出典：第 3 次地域福祉計画、第 3 次知多市障がい者計画、バリアフリー法第 5 条）